

発委第3号

発案書

可児市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記事件について、別紙のとおり発案する。

平成30年8月8日提出

提出者 可児市議会運営委員会
委員長 川合 敏己

可児市議会議長 川上 文浩 様

可児市議会委員会条例の一部を改正する条例

可児市議会委員会条例（昭和58年可児市条例第12号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
（常任委員会の名称、委員定数及びその所管） 第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管を次のとおりとする。			（常任委員会の名称、委員定数及びその所管） 第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管を次のとおりとする。		
常任委員会の名称	委員定数	（略）	常任委員会の名称	委員定数	（略）
（略）			（略）		
総務企画委員会	8人	（略）	総務企画委員会	7人	（略）
建設市民委員会	7人		建設市民委員会	8人	
（略）			（略）		
2及び3 （略）			2及び3 （略）		

附 則

この条例は、現に在任する常任委員の任期満了による改選の日から施行する。